

## 第 4 3 回ユネスコ世界遺産委員会について（概要）

### 1. 開催概要

期 間：2019年6月30日～7月10日

場 所：アゼルバイジャン共和国 バクー

### 2. 主な審議結果

#### (1) 世界遺産一覧表への記載に係る審査

推薦書提出資産43件のうち8件の取下げがあった（事前取下げ5件、直前取下げ3件）。

そのため35件（うち1件は拡張申請）について審議され、「百舌鳥・古市古墳群」を含む29件（文化遺産24件、複合遺産1件、自然遺産4件）を新たに記載することが決定された。

この結果、世界遺産は総計1,121件（文化遺産869件、複合遺産39件、自然遺産213件）となった。【参考1、2参照】

※ 我が国から推薦した「百舌鳥・古市古墳群」については、規模の大小と多様な墳形により古代の社会政治的な構造が示された世界的にも希有な物証であるなどとして各国から記載を強く支持されるとともに、地域住民が保存活動に参画するなど地域社会に根ざした資産であると高く評価された。併せて、将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施することなどが勧告された。【参考3～5参照】

※ 米国が推薦した「フランク・ロイド・ライトの20世紀の建築」には、将来的な構成資産の拡張の可能性として、米国内の5つの建築作品に加え、我が国の旧山邑家住宅（芦屋市、重要文化財）が挙げられている。

#### (2) 資産の保全状況に係る審査

166件（うち54件は危機遺産）が保全状況審査の対象となった。

この中で議論された内容としては、①都市開発に関わるもの（「サマルカンド-文化交差路」（ウズベキスタン）、「古代都市ネセバル」（ブルガリア）等）、②武力衝突に関わるもの（「古都ダマスカス」（シリア）等）、③自然災害に関わるもの（「カトマンズの谷」（ネパール））等が挙げられる。

※ 我が国の世界文化遺産としては「富士山」が審査対象であった。来訪者管理やインタープリテーションなど広範な分野に渡ってなされた実質的な取組の進展が評価されるとともに、資産の保全状況等について、諮問機関による確認のために2020年12月1日までに報告書を提出するよう求める決議が採択された。

#### (3) 危機遺産一覧表の更新

世界遺産一覧表記載に係る審査及び保全状況に係る審査における審議の結果、1件の資産が新たに危機遺産一覧表に追加され、2件の資産が解除された。

この結果、危機遺産は53件（文化遺産36件、自然遺産17件）となった。

※危機遺産一覧表に追加された資産（1件） <資産名称は仮訳>

- ・カリフォルニア湾の島々と保護地域群（メキシコ、自然）

※危機遺産一覧表から解除された資産（2件） <資産名称は仮訳>

- ・イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路（パレスチナ、文化）
- ・ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群（チリ、文化）

#### （4）アップストリーム・プロセス

2019年のアップストリーム・プロセスにおいては3月末の締切りまでに25件の申請があり、1年間に10件の上限を超えているが、世界遺産センターと諮問機関が協力し、全ての案件に対応するよう努める旨の報告があった。また、次のアップストリーム・プロセスへの申請受付期限を2020年3月とすることについて提案され、当該提案を含めた決議案が採択された。

#### （5）第3期定期報告の進捗

アジア太平洋地域の第3期定期報告は2020年9月から開始される見込み。

#### （6）推薦及び審査の在り方等に関する議論

昨年の委員会の決議に基づき設置された推薦プロセスの見直し等について検討するアドホックワーキンググループ（以下「WG」という。）の勧告を踏まえた議論が行われた。WGより提案された本審査に先立って簡素な形式により潜在的OUVの有無等を書面審査で評価する「事前評価」（preliminary assessment）の導入を支持することなどが決定された。

今後は、「事前評価」の運用やより広範囲の推薦プロセスの見直しについて、引き続きWGにおいて議論することとされた。

また、財源不足を補うため、「自発的な財政貢献」（supplementary voluntary contribution）が提案され、2020年2月以降に提出される推薦案件から、当該推薦書を提出する締約国が審査に係る費用について自発的に拠出金を支払う仕組み適用されることが決定された。

#### （7）世界遺産条約と持続可能な開発に関する議論

国連持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた国レベル・地域レベルでの取組の推進や、持続可能な開発の観点の世界遺産条約のプロセスに組み込むこと、地域コミュニティや先住民族との協働・参画を促進することなどが議論された。

※ 我が国から、都市における遺産の価値を評価するための手法や遺産影響評価（HIA）等について議論する国際専門家会議を、2020年1月に日本で開催するため、今後、イコモスやイクロム等と調整を行なっていく予定である旨を発言した。

#### （8）第44回世界遺産委員会について

第44回世界遺産委員会は、2020年6月～7月頃に福州（中国）で開催予定。

第43回ユネスコ世界遺産委員会(2019年:バクー)における  
新規推薦及び拡張申請に係る勧告及び審議結果【8B】

参考1

NO.	国名	遺産名(仮訳)	種別	勧告	決議	備考(過去の審議結果等)
1	中国	Migratory Bird Sanctuaries along the Coast of Yellow Sea- Bohai Gulf of China (Phase1) 黄海-渤海沿岸の渡り鳥の聖域	自然	D	I	
2	イラン	Hyrcanian Forests ヒュルカニアの森林	自然	I	I	
3	タイ	Kaeng Krachan Forest Complex ケーングラチャン国立公園	自然	D	R	2015年、2016年情報照会
4	フランス	French Austral Lands and Seas フランス領南方・南極地域	自然	I	I	
5	フランス、イタリア、モナコ	Alpi del Mediterraneo 地中海アルプス	自然	N	W	
6	アイスランド	Vatnajökull Natinal Park - dynamic nature of fire and ice ヴァトナヨークトル国立公園	自然	I/R	I	
7	アルバニア	Natural and Cultural Heritage of the Ohrid region [extension of "Natural and Cultural Heritage of the Ohrid region", North Macedonia, inscribed in 1979, 1980, 2009, criteria (i)(iii)(v)(vii)] オフリド地域の自然遺産及び文化遺産(1979年記載の北マケドニアの資産「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」(1980年拡張、2009年軽微な境界線変更)の拡張)	複合	OK	OK	将来的な危機遺産リスト掲載の検討の可能性への言及
8	ブラジル	Paraty Culture and Biodiversity パラティの文化と生物多様性	複合	I	I	2009年記載延期
9	ブルキナファソ	Ancient ferrous metallurgy sites 古代の鉄冶金遺跡	文化	I	I	
10	イラク	Babylon バビロン	文化	I	I	1983年記載延期 危機遺産リストへの掲載見送り
11	バーレーン	Dilmun Burial Mounds ディルムン墳墓	文化	I	I	2017年事前取下げ
12	オーストラリア	Budj Bim Cultural Landscape ブジビム文化的景観	文化	I	I	
13	中華人民共和国	Archaeological Ruins of Liangzhu City 良渚考古遺跡群	文化	I	I	
14	インド	Jaipur City, Rajasthan ラージャスターン州州都ジャイプル	文化	D	I	
15	インドネシア	Ombilin Coal Mining Heritage of Sawahlunto サワルトンのオンビリン炭鉱遺産	文化	I	I	
16	日本	Mozu-Furuichi Kofun Group: Mounded Tombs of Ancient Japan 百舌鳥・古市古墳群	文化	I	I	
17	ラオス	Megalithic Jar Sites in Xiengkhuang - Plain of Jars シエンクワンンの巨石壺(Jar)遺跡群-ジャール平原	文化	I	I	
18	ミャンマー	Bagan バガン	文化	I	I	1997年情報照会
19	大韓民国	Seowon, Korean Neo-Confucian Academies 書院:韓国の新儒教アカデミー	文化	I	I	2016年事前取下げ
20	オーストリア	Großglockner High Alpine Road グロースグロックナー高地山岳路	文化	D	D	2018年に推薦書が「不完全」とされた資産
21	オーストリア、ドイツ、ハンガリー、スロバキア	Frontiers of the Roman Empire - The Danube Limes ローマ帝国の国境線:ドナウ川のリメス	文化	I	R	ハンガリーの構成資産取下げがあり、資産範囲が大きく変わることから修正が必要となった
22	ベルギー	Hoge Kempen Rural-Industrial Transition Landscape ホーゲ・ケンペン 農業から工業への変遷の景観	文化	N	W	
23	カナダ	Writing-on-Stone / Áísínai'pi ライティング・オン・ストーン/アイシナイピ	文化	I	I	
24	チェコ・ドイツ	Erzgebirge / Krušnohoří Mining Region エルツゲビルゲ/クルシュノーホリ鉱山地域	文化	I	I	2016年事前取下げ
25	チェコ	Landscape for Breeding and Training of Ceremonial Carriage Horses at Kladruhy nad Labem クラドルピ・ナト・ラベム 儀礼用馬車馬繁養の景観	文化	R	I	
26	ドイツ連邦共和国	Water Management System of Augsburg アウグスブルクの水管理システム	文化	I	I	
27	ポーランド	Krzemionki prehistoric striped flint mining region クシェミオンキ 先史時代のストライププリントの採掘地域	文化	R	I	
28	ポルトガル	Royal Building of Mafra - Palace, Basilica, Convent, Cerco Garden and Hunting Park (Tapada) マフラの王宮-宮殿、礼拝堂、修道院、セルコ庭園と狩猟公園(タパダ)	文化	R	I	
29	ポルトガル	Sanctuary of Bom Jesus do Monte in Braga ブラガの聖地ポン・ジェズド・モンテ	文化	R	I	
30	ロシア連邦	Monuments of Ancient Pskov 古都プスコフの建造物群	文化	I	I	2017年、2018年に推薦書が「不完全」とされた資産
31	スペイン	Risco Caído and the Sacred mountains of Gran Canaria Cultural Landscape リスコ・カイドとグラン・カナリア島の聖なる山々の文化的景観	文化	I	I	
32	スペイン	Priorat-Montsant-Siurana, mosaïque méditerranéenne, paysage culturel Agricole プリオラート・ムンツァン・シウラーナ:地中海のモザイク、農業文化的景観	文化	N	W	
33	イギリス	Jodrell Bank Observatory ジョドレルバンク天文台	文化	I	I	
34	アゼルバイジャン	Historic Centre of Sheki with the Khan's Palace ハーンの宮殿とシェキ歴史地区	文化	N	I	2017年情報照会
35	イタリア	Le Colline del Prosecco di Conegliano a Valdobbiadene プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッピアデーネの丘	文化	I	I	2018年情報照会
36	アメリカ合衆国	0th-Century Architecture of Frank Lloyd Wright フランク・ロイド・ライトの20世紀の建築	文化	I	I	2016年情報照会
37	ジャマイカ	Sunken City of Port Royal - A Relict and Continuing Cultural Landscape ポートロイヤル水底都市-残存する文化的景観及び継続する文化的景観	文化	D	D	
38	パナマ	Colonial Transisthmian Route of Panamá 植民地時代の地峡越えのパナマルート	文化	D	D	2022年2月1日までに推薦書改訂版の提出

※凡例 【I】記載(Inscription)、【R】情報照会(Referral)、【D】記載延期(Deferral)、【N】不記載(Not to inscribe)、【OK】拡張承認(Approve an extension)、【NA】不承認(拡張)(Not to Approve)、【W】取下げ(Withdraw)

## 第43回世界遺産委員会における推薦案件に係る審議結果概要等

種 別	第43回世界遺産委員会 における新規記載件数	世界遺産一覧表記載資産数 2019(令和元)年7月30日現在
文化遺産	24	869
複合遺産	1	39
自然遺産	4	213
<b>合 計</b>	<b>29</b>	<b>1,121</b>

	諮問機関勧告	世界遺産委員会決議
記 載 (Inscription)	23	29
情報照会 (Referral)	4	2
記載延期 (Deferral)	6	3
不記載 (Not to inscribe)	4	0
拡張承認 (Approve an	1	1
その他 (審議延期/審議中断)	0	0
<b>合 計</b>	<b>38</b>	<b>35</b>
取下げ (Withdraw)	5	3

「百舌鳥・古市古墳群」に係る決議概要

(1) 記載の可否と評価基準

- 「百舌鳥・古市古墳群」を、評価基準(iii)及び(iv)に基づいて世界遺産一覧表に記載する。

	評価基準
iii	古墳は日本各地に16万基存在するものの、日本古代の古墳時代の文化を代表し、また類まれな物証を提供するものが百舌鳥・古市古墳群である。45の構成資産は、この時代の社会政治的構造、社会的階層差および高度に洗練された葬送体系を証明している。
iv	百舌鳥・古市古墳群は、古代東アジアの墳墓築造のひとつの顕著な類型を示すものである。古墳、およびその有形の属性である土像、濠、幾何学的な段築をもち、石で補強した墳丘は、この歴史的に重要な時代における社会階層の形成のうえで顕著な役割を果たしたものである。

(2) 追加的勧告

- 締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。
- a) 構成資産における無形的な側面に関する記録を継続すること。
  - b) 構成資産44（峯ヶ塚古墳）の緩衝地帯についての範囲に関する調整を終えること。
  - c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成すること。
  - d) 墳丘の構造的安定性を評価するための方法について検討すること。
  - e) 管理システムにおける地域住民の関与の在り方について検討すること。
  - f) 緩衝地帯とその周辺環境の関係を踏まえて、必要に応じて周辺環境においてさらに保護すべき対象とその手段について検討すること。
  - g) 計画されているガイダンス施設（堺市）の遺産影響評価について、世界遺産の顕著な普遍的価値の言及に基づき、より検討を深めること。
  - h) 全ての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には、自転車博物館、大仙公園基本計画、南海高野鉄道の高架事業等。
  - i) 世界遺産条約の作業指針の172項に基づき、構成資産に影響をもたらす可能性のある全ての主要な事業については世界遺産センターに情報提供をすること。

**Mozu-Furuichi Kofun Group: Mounded Tombs of Ancient Japan No 1593(Japan)**

**Draft Decision: 43 COM 8B.18**

The World Heritage Committee,

1. Having examined Documents WHC/19/43.COM/8B and WHC/19/43.COM/INF.8B1,
2. Inscribes the Mozu-Furuichi Kofun Group: Mounded Tombs of Ancient Japan, Japan, on the World Heritage List on the basis of criteria (iii) and (iv);
3. Adopts the following Statement of Outstanding Universal Value:

**Brief synthesis**

Located on a plateau above the Osaka Plain, the Mozu-Furuichi Kofun Group is a serial property of 45 components which contains 49 kofun ('old mound'), a large and distinctive type of burial mound. The selected kofun are found in two major clusters, and are the richest tangible representation of the culture of the Kofun period in Japan from the 3rd to 6th centuries, a period before Japanese society became an established centralised state under the influence of the Chinese system of law. The kofun have a range of contents, such as grave goods (weapons, armour, ornaments); and clay figures used to decorated the mounds, known as haniwa (in the form of cylinders arranged in rows, or representations of objects, houses, animals and people). Understood as tombs for kings' clans and affiliates during this period, some of the kofun are Ryobo (imperial mausolea) and are managed by Japan's Imperial Household Agency. The serial components have been selected from a total of 160,000 kofun from around Japan and represent the 'middle kofun' period (late 4th to late 5th centuries) which is considered to be the peak of the Kofun period. The attributes of the property are the 49 burial mounds, their geometric forms, methods and materials of construction, moats, archaeological materials and contents (including grave goods, burial facilities and the haniwa). The settings of the kofun, their visual

**百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—  
No. 1593 (日本)**

**決議案 42 COM 8B. 18**

世界遺産委員会は、

1. WHC/19/43.COM/8B と WHC/19/43.COM/INF.8B1 を審議した結果、
2. 評価基準(iii) 及び (iv)に基づいて、百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—を世界遺産一覧表に記載し、
3. 以下のとおり顕著な普遍的価値の言明を採択し、

**概要**

大阪平野の台地上に位置する百舌鳥・古市古墳群は、49 基の古墳を含む 45 件の構成資産からなるシリアル・プロパティである。選ばれた古墳は大きく 2 つの古墳群からなり、日本社会が、中国の律令制の影響のもと、中央集権国家となる前の、3 世紀～6 世紀の日本の古墳時代の文化を最も豊か且つ明白に表わしている。古墳は、埋葬品（武器、甲冑、装身具）、墳丘を飾るために用いられた「埴輪」と呼ばれる土製品（数列に並べられた円筒型埴輪や、物、家、動物、人をかたどった埴輪）等を内包している。王一族の墓と考えられており、古墳のなかには、「陵墓」（皇室の霊廟）と呼ばれ、宮内庁に管理されているものもある。本資産の構成資産は、日本全国に合計 16 万基ほど存在する古墳の中から選ばれたものであり、古墳時代の最盛期とされる「古墳時代中期」（4 世紀後半～5 世紀後半）を代表するものである。本資産の属性は、49 基の墳丘、それらの幾何学的形状、築造方法及び材料、濠、考古資料（副葬品、埋葬施設、埴輪を含む）である。古墳の周辺環境（setting）、大阪地域における視覚的存在感、古墳間に残る物理的、視覚的つながりもまた重要な属性であり、特徴的な葬送儀礼についての証左であることもまた、重要な属性である。

presence in the Osaka region, and the remaining physical and visual links between the kofun are important attributes; as is the evidence of the distinctive funerary practices and ritual uses.

**Criterion (iii):** While 160,000 kofun are found throughout Japan, the Mozu-Furuichi Kofun Group represents and provides exceptional testimony to the culture of the Kofun period of Japan's ancient history. The 45 components demonstrate the period's sociopolitical structures, social class differences and highly sophisticated funerary system.

**Criterion (iv):** The Mozu-Furuichi Kofun Group demonstrates an outstanding type of ancient East Asian burial mound construction. The role of the kofun in the establishment of social hierarchies within this particular and significant historical period, as well as the tangible attributes such as the clay sculptures, moats and geometric terraced mounds reinforced by stone, are outstanding.

### **Integrity**

The Mozu and Furuichi groups of kofun provide a cohesive narrative of the kingly power expressed through the clustering of the 49 kofun, the range of types and sizes, the grave goods and haniwa, and the continuing ritual uses and high esteem that these sites hold within Japanese society. The integrity of the serial property is based on the rationale for the selection of the components and their ability to convey the Outstanding Universal Value of the kofun. The intactness of the individual components, the material evidence of the mounds and their context, and the state of conservation are also determinants of integrity. Issues that impact on the integrity of the serial property include loss of some features (such as moats), and changes to the uses and settings of the components due to the close proximity of urban development.

### **Authenticity**

Despite changed uses and landscape treatments, and the high degree of 20th century urbanisation of the Osaka region, the kofun are a significant visible and historical presence within the present-day landscape.

**評価基準 (iii) :** 日本では 16 万基の古墳が発見されているが、百舌鳥・古市古墳群は、日本古代の古墳時代の文化を代表する類まれな物証である。45 件の構成資産は、古墳時代の政治社会構造、階層、高度に洗練された葬送システムを伝えている。

**評価基準 (iv) :** 百舌鳥・古市古墳群は、古代東アジアの墳墓築造における類まれな類型である。この独特かつ重要な時代における社会階層の成立に果たした古墳の役割は、土製の像、濠、葺石で補強された幾何学的な墳丘といった有形の属性は、類まれである。

### **完全性**

百舌鳥及び古市の古墳群は、一連の 49 基の古墳、規模や形式の幅、副葬品と埴輪、継続する儀礼、日本社会において古墳に対して抱かれている畏敬の念を通じて、王権について伝えている。

本シリアル・プロパティの完全性は、構成資産選択の考え方と、構成遺産が古墳の顕著な普遍的価値を伝える能力に依存する。各構成資産の状態、墳丘及び周辺の物証、保全状況も、完全性を決定する要因である。本シリアル・プロパティの完全性に影響を与える課題は、一部の要素（濠など）が滅失したり、近隣での都市開発によって構成資産の用途やセッティングが変化したりすることなどである。

### **真実性**

古墳の用途や景観が変化し、大阪地域は 20 世紀に高度に都市化した。古墳群は現在の景観の中でも、重要な視覚的、歴史的な存在感を有している。選択された古墳群の真実性は、形態、材料、膨大な考古学資

The authenticity of the selected kofun is demonstrated by their forms, materials and extensive archaeological contents, as well as the esteem which they engender in Japanese society. While the Ryobo generally demonstrate a high degree of authenticity, there are variations within the series. There is a need to ensure that seibi works are subject to impact assessment and reviewed in order to sustain the authenticity of the kofun.

### Management and protection requirements

Legal protection of the components is provided by national and local government laws. Ryobo components are protected by the Imperial House Law and the National Property Act; and the 'Historic Site' components are protected by the Law for the Protection of Cultural Properties. Some components have both designations. The Municipal Historic Sites are designated on the basis of the City Ordinance for the Protection of Cultural Properties, established in accordance with the Law for the Protection of Cultural Properties. Expansion of the buffer zone for component 44 is in progress. Buffer zone protection includes regulations that control the height and design of new buildings, as well as outdoor advertisements, based on a number of local laws.

The management system is based on the establishment of the Mozu-Furuichi Kofun Group World Heritage Council (comprised of representatives of the Imperial Household Agency, and the relevant Prefectural and City Governments, with the Agency for Cultural Affairs as an Observer). The Council is advised by the Mozu-Furuichi Kofun Group World Heritage Scientific Committee. The Comprehensive Management Plan outlines the implementation of the protection and management of the property and the buffer zones. The Mozu-Furuichi Kofun Group World Heritage Council has overall responsibility for implementing the Action Plan and ensuring coordination between different organisations. The Osaka Prefecture and each of the relevant City governments has a Disaster Prevention Plan; and there are museums and interpretation facilities in the cities in Osaka Prefecture: Sakai, Habikino and

料、日本社会での畏怖の念によって証明されている。陵墓は全体として高い真実性を示しているが、構成資産間で程度の差がある。古墳の真実性を持続するため、整備事業について影響評価を行う必要がある。

### 保存管理上の要件

構成資産の法的保護は国及び地方自治体の法令により提供されている。陵墓は、皇室典範と国有財産法により保護され、史跡は文化財保護法で保護されている。一部の構成資産は、両方の指定を受けている。市指定史跡は文化財保護法に基づいて制定された文化財保護条例に基づいて指定されている。構成資産の44（注：峯ヶ塚古墳）については緩衝地帯の拡張の手続きが進められている。緩衝地帯の保護については、複数の法令に基づいて、新規建築の高さ及びデザインのコントロールや屋外広告物の規制が行われている。

管理体制は、（宮内庁、関連地方自治体の代表をメンバーとし、文化庁をオブザーバーとする）百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会の設置に基づいている。この協議会は、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会により助言を受ける。資産と緩衝地帯の保護の実施については、包括的保存管理計画に示されている。百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会は、行動計画の実施と関係機関間の調整を行う。大阪府及び各関係市町村は、防災計画を策定している。大阪市、堺市、羽曳野市、藤井寺市には、博物館及びインタープリテーション施設がある。堺市は、百舌鳥地区において新たにインタープリテーション施設を計画しているが、これについては、遺産影響評価を行うべきである。



Fujiidera. The Sakai City Government is planning a new interpretation facility in the Mozu area, which should be subject to Heritage Impact Assessment.

Factors affecting this property are those associated with the close proximity of urban development, creating significant potential pressures on the buffer zones. Pressures on the conservation of the kofun occur through the erosion of the earthen mounds, poorly managed vegetation growth, and the need to maintain water quality of the moats. These are actively managed. The conservation measures are appropriate and well-resourced, although actions by the various governments, private owners and communities must continue to be well-coordinated. The monitoring arrangements are adequate, although they could be further enhanced through further development of non-invasive techniques for periodically monitoring the structural condition of the mounds, and indicators for monitoring the interests and support of local residential communities.

4. Recommends that the State Party give consideration to the following:

- a) Continuing to document the intangible dimensions of the serial property,
- b) Completing the agreed adjustment to the buffer zone for Component 44,
- c) Completing the preparation of Basic Seibi Plans for the components designated as ‘Historic Sites’, ensuring their coherence with conservation objectives and the protection of Outstanding Universal Value,
- d) Considering the future use of non-invasive techniques of assessing the structural stability of the mounds,
- e) Considering providing for greater formal involvement of local residents in the management system,
- f) Further exploring how the buffer zones relate to the broader setting and what, if anything, needs protecting in the broader setting; and implement the

資産に影響を与える要因は、近隣での都市開発に関わるものであり、緩衝地帯に対する重大な潜在的圧力となっている。古墳の保全に対する圧力は、土でできた墳丘の浸食、十分に管理されていない植物の成長、濠の水質維持の必要性を通じて発生するが、それらは積極的に管理されている。様々な行政機関、個人所有者、コミュニティによる活動について、引き続き連携を図っていく必要があるが、保全措置は適切で、十分な資源が供給されている。墳丘の構造的状態について定期的にモニタリングするための非破壊的 (non-invasive) 技術を開発したり、地域住民コミュニティの関心と支援をモニタリングするための指標を設定したりすることにより、モニタリングの仕組みを更に強化することができるが、モニタリング体制は適切である。

4. 締約国が以下を考慮することをあわせて勧告する。

- a) シリアル・プロパティの無形の要素について、引き続き、文書による記録を作成すること
- b) 構成資産 44 (訳注: 峯ヶ塚古墳) について合意された緩衝地帯の修正を行うこと
- c) 史跡に指定されている構成資産について、保全上の目的及び OUV の保護との整合を図りつつ、整備基本計画を策定すること
- d) 墳丘の構造上の安定性評価について、将来、非破壊的 (non-invasive) 技術を使用することを検討すること
- e) 管理体制に対する正式な地域住民の関与拡大を県とすること
- f) 緩衝地帯が、より広い周辺環境 (setting) にどのように関わるか、また、より広い周辺環境 (setting) のなかで保護する必要があるものはあ

<p>subsequent measures,</p> <p>g) Reviewing and deepening the Heritage Impact Assessment for the proposed new interpretation centre (Sakai City) in light of the World Heritage inscription and adopted Statement of Outstanding Universal Value,</p> <p>h) Developing and implementing Heritage Impact Assessment for all future development proposals, including: plans for park development/improvements, Bicycle Museum, Daisen Park Improvement Plan, new/improved viewing platforms and the Nankai Railway Koya Line Railroad Elevation Project; Continuing to develop processes for Heritage Impact Assessment, including more direct linkages with the management system and the framework for legal protection of the property.</p> <p>i) Ensuring that all major projects that could impact on the series should be communicated to the World Heritage Centre in line with paragraph 172 of Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention;</p>	<p>るか、ある場合は何かについてさらに検討し、措置を実施すること</p> <p>g) 提案されている新たな解説施設(堺市)について、世界遺産に登録されること及び採択される OUV の言明を踏まえ、遺産影響評価を見直し、深めること</p> <p>h) 公園整備、自転車博物館、大仙公園整備計画、展望台の新規整備若しくは改良、南海電鉄高野線の高架化事業を含め、将来の開発計画について、遺産影響評価を検討、実施すること。また、管理体制や資産の法的保護の枠組みとより直接結びついた遺産影響評価(HIA)手続き等の整備を継続すること</p> <p>i) 世界遺産条約の作業指針の 172 項に基づき、構成資産に影響をもたらす可能性のある全ての主要な事業については世界遺産センターに情報提供をすること。</p>
---	--

# 「百舌鳥・古市古墳群」について

## 【構成資産】 45件49基の古墳

百舌鳥エリア（大阪府堺市）：23基（仁徳天皇陵古墳 ほか）

古市エリア（大阪府羽曳野市・藤井寺市）：26基（応神天皇陵古墳 ほか）

## 【概要】

百舌鳥・古市古墳群は、古墳時代の最盛期であった4世紀後半から5世紀後半にかけて、当時の政治・文化の中心地のひとつであり、大陸に向かう航路の発着点であった大阪湾に接する平野上に築造された。

世界でも独特な、墳長500メートル近くに達する前方後円墳から20メートル台の墳墓まで、大きさと形状に多様性を示す古墳により構成される。墳丘は葬送儀礼の舞台であり、幾何学的にデザインされ、埴輪などで外観が飾り立てられた。

本資産は、土製建造物のたぐいまれな技術的到達点を表し、墳墓によって権力を象徴した日本列島の人々の歴史を物語る顕著な物証である。



百舌鳥エリア



古市エリア

## 【関係年表】

平成22年11月	暫定一覧表に記載
平成30年1月	「百舌鳥・古市古墳群」 として推薦書提出
同年9月11日 ～9月17日	イコモス現地調査
令和元年5月13日	イコモス勧告
同年7月6日	世界遺産一覧表に記載

